

政 策

平成16年度地方財政対策の概要

平成16年度の地方財政の姿

地方財政計画の規模	84兆6,700億円程度 (対前年度比 1.8%程度)
地方一般歳出	68兆1,000億円程度 (対前年度比 2.3%程度)
地方単独事業(投資)	13兆4,700億円程度 (対前年度比 9.5%程度)
一般財源総額	51兆4,600億円程度 (対前年度比 0.9%程度)
一般財源比率	60.8%程度 (平成 60.2%)
地方債依存度	16.7%程度 (平成 17.5%)

(1) 平成16年度の地方財政計画の規模は、84兆6,700億円程度 (対前年度比 1.8%程度)

(2) 歳入については、地方税は増(0.5%程度)、地方交付税は減(6.5%程度)となり、一般財源比率は、60.8%程度(臨時財政対策債を含めた場合65.7%程度)

(3) 歳出については、「基本方針2003」に沿って見直し、抑制

- ・ 給与関係経費 23兆円程度 (対前年度比 1.9%程度)
...地財計画上人員を10,000人程度純減
- ・ 投資的経費(単独) 13兆4,700億円程度 (対前年度比 9.5%程度)
...「基本方針2003」の縮減目標を前倒し
- ・ 一般行政経費(単独(平 一般財源化分を除く)) 11兆1,500億円程度 (対前年度比 0.3%程度)

財源不足の補てん

1 平成16年度における財源不足(14.1兆円程度)

通常収支の不足	10兆1,700億円程度
恒久的な減税の実施に伴う減収額	3兆3,300億円程度
先行減税に伴う減収額	6,500億円程度

平 当初	通常収支13.4兆円、恒久的な減税分3.2兆円、先行減税分0.7兆円	計17.4兆円
平 当初	通常収支10.7兆円、恒久的な減税分3.5兆円	計14.1兆円
平 当初	通常収支10.6兆円、恒久的な減税分3.4兆円	計14.0兆円
平 当初	通常収支 9.9兆円、恒久的な減税分3.5兆円	計13.4兆円
平 当初	通常収支10.4兆円、恒久的な減税分2.6兆円	計13.0兆円

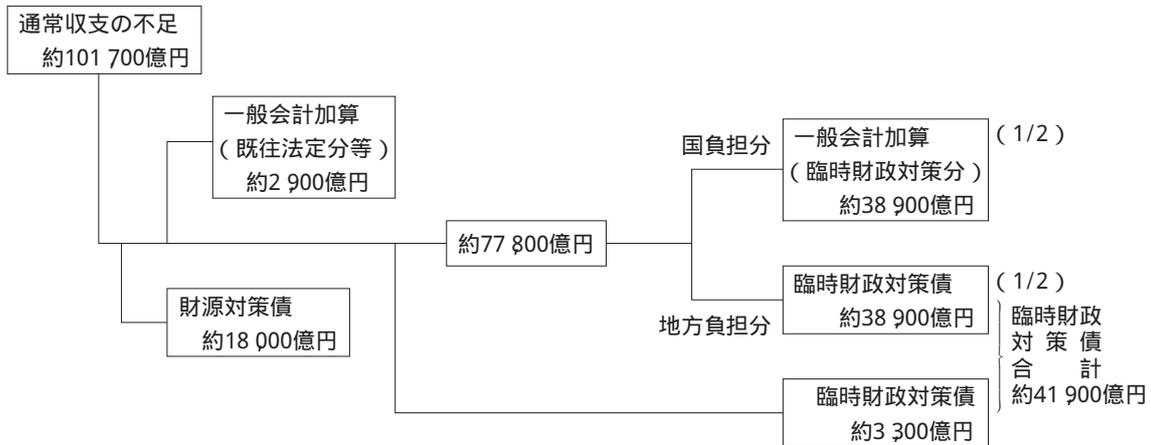
2 通常収支の不足の補てん(10兆円程度)

地方交付税の増額による補てん措置	4兆1,800億円程度
一般会計における加算措置(既往法定分等)	2,900億円程度
” (臨時財政対策加算)	3兆8,900億円程度
臨時財政対策債の発行()	4兆1,900億円程度
財源対策債の発行	1兆8,000億円程度

地方財政は、平成 以降多額の財源不足が続き、平 以降9年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当
平 から平 までの間、同項に基づく制度改革として財源不足のうち財源対策債等により補てんする額を除く額について、国
と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰入れ(臨時財政対策加算)により、地方負担分については特例地方債(臨
時財政対策債)により補てんする措置を講じる。

() 臨時財政対策債のうち、約3,000億円程度は、既往の臨時財政対策債の利払い充当分及び平成14年度補正対策に伴う発行
分(交付税特別会計借入金からの振替分)である。

平成16年度 財源不足(通常収支分)の補てん措置



(注) 一般会計加算総額

$$\begin{matrix} \text{約2,900} & + & \text{約38,900} & + & \text{約500} & = & \text{約42,300} \\ \text{(既往法定分等)} & & \text{(臨時財政対策分)} & & \text{(恒久的な減税に係る)} & & \text{億円} \\ & & & & \text{(特会借入金利息等)} & & \end{matrix}$$

の臨時財政対策債は、既往臨時債の利払い充当分等である。
 ・表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所がある。

3 恒久的な減税に伴う減収の補てん(3兆円程度)

恒久的な減税による地方税の減収	1兆8,000億円程度
...国のたばこ税の一部の移譲、法人税の交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債により補てん	
国税の減税による地方交付税の影響	1兆5,300億円程度
...交付税特別会計借入金により補てんし、国・地方折半で償還	

政 策

(1) 恒久的な減税による地方税の減収の補てん.....1兆8,000億円程度

恒久的な減税の実施に伴う補てん措置

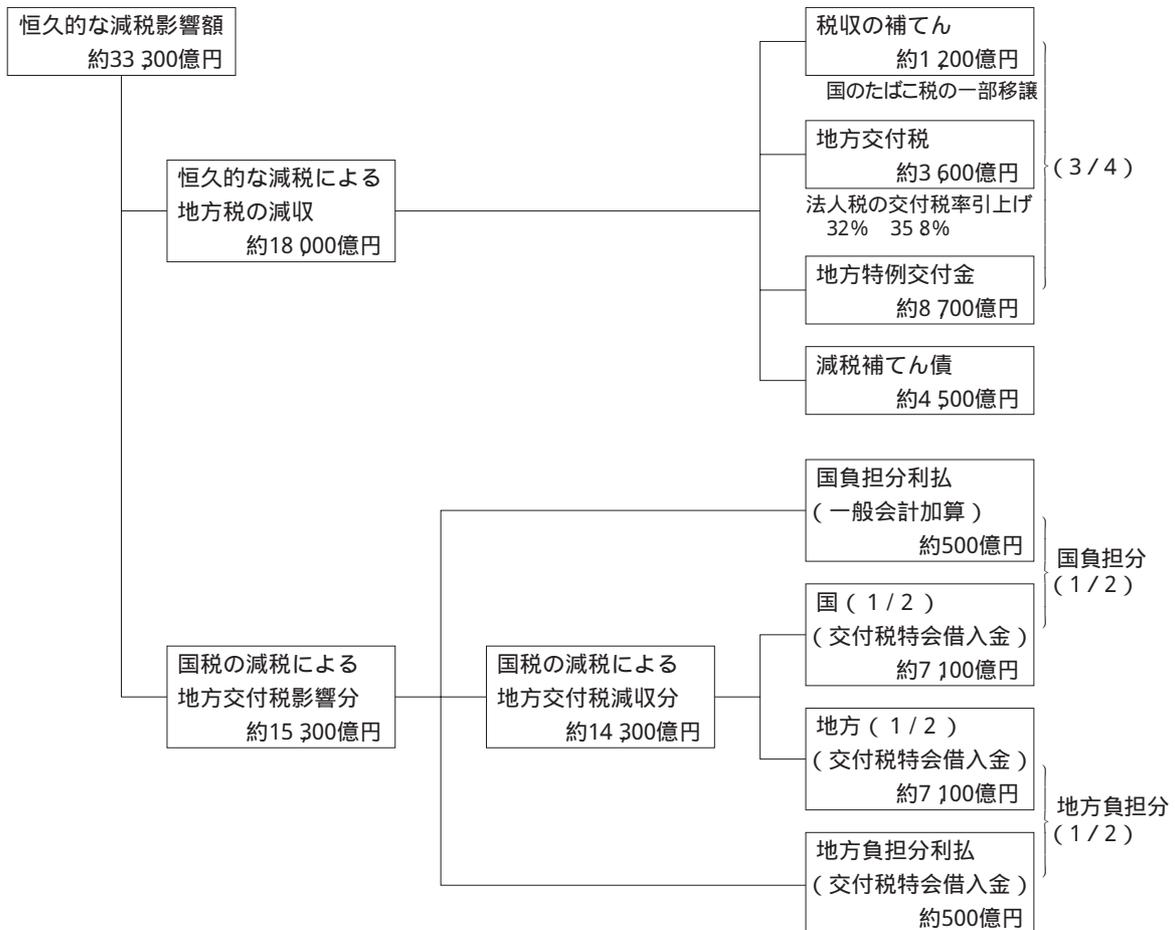
- 国のたばこ税の一部の移譲..... 1,200億円程度
- 法人税の交付税率の引上げ(平 ~ 35.8%).....3,600億円程度
- 地方特例交付金..... 8,700億円程度
- + + により、減収総額の3/4を補てん
- 減税補てん債により減収総額の1/4を補てん..... 4,500億円程度

(2) 恒久的な減税による地方交付税の影響.....1兆5,300億円程度

交付税特別会計借入金により補てんし、国・地方折半で償還

(注) 国負担借入金の利子については、一般会計加算により対応

平成16年度 恒久的な減税に係る補てん措置



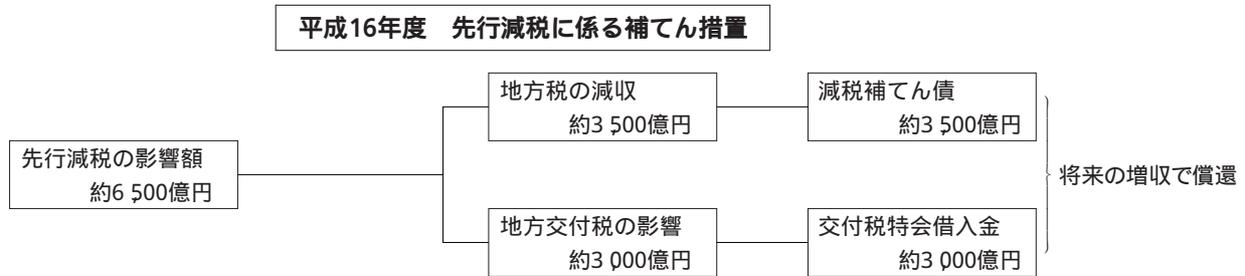
4 平成15年度税制改正における先行減税に伴う減収の補てん(0.6兆円程度)

先行減税の実施による地方税の減収 3,500億円程度

…減税補てん債(その元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入)の発行により補てんし、後年度の地方税増収により償還

国税の先行減税による地方交付税の減収 3,000億円程度

…交付税特別会計借入金(地方負担)により補てんし、後年度の地方交付税原資の増収により償還



表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

国庫補助負担金改革と税源移譲等による財源措置

1 国庫補助負担金の一般財源化に伴う税源移譲(4,200億円程度)

所得税の一部を所得譲与税として税源移譲 4,200億円程度

(1) 一般財源化対象補助負担金

平成15年度一般財源化分 (2,300億円程度)

平成16年度一般財源化分 (2,400億円程度)

・ 児童保護費等負担金(公立保育所運営費分) (1,700億円程度)

・ 職員設置費、法施行事務費等に係る国庫補助負担金 (700億円程度)

(2) 一般財源化に伴う措置

平成15年度及び16年度の国庫補助負担金改革に伴う所要一般財源のうち4,200億円程度については、所得税の一部を所得譲与税として税源移譲(暫定措置)

所得譲与税 4,200億円程度

〔これに伴い、平成15年度に講じた国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置(1/2を地方特例交付金、1/2を地方交付税)は廃止〕

政 策

2 税源移譲予定交付金(仮称)による措置(2,300億円程度)

(1) 税源移譲予定交付金(仮称)対象国庫負担金

次の国庫負担金については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から暫定的な一般財源化をしたうえで、地方の財政運営に支障が生じないよう各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保することとし、税源移譲予定交付金(仮称)により財源措置

義務教育費国庫負担金(退職手当及び児童手当)	2,200億円程度
公立養護学校教育費国庫負担金(退職手当及び児童手当)	100億円程度

地方財源の確保

1 地方交付税総額の確保 16兆8,900億円程度

(対前年度比1兆1,800億円程度減、6.5%程度)

地方交付税の法定率分	11兆1,600億円程度
平成16年度の国税五税の収入見込額の一定割合の額から平成9年度・10年度分精算額(870億円)及び平成14年度分精算額(874億円)を控除	
一般会計における加算措置	4兆2,300億円程度
既往法定分等	3,500億円程度
臨時財政対策分	3兆8,900億円程度
交付税特別会計借入金	1兆7,800億円程度
恒久的な減税による交付税の影響の補てん分(国・地方折半で償還)	1兆4,800億円程度
先行減税による交付税の影響の補てん分(将来の交付税原資の増収により償還)	3,000億円程度
交付税特別会計借入金償還	800億円程度
平成14年度補正対策による交付税特別会計借入金の1/4を償還(臨時財政対策債へ振替)	
交付税特別会計借入金支払利子分	6,400億円程度
交付税特別会計剰余金の活用	4,400億円程度

2 地方債総額 14兆1,400億円程度

(対前年度比9,300億円程度減、6.2%程度)

【通常債】	7兆3,500億円程度
【財源対策債】	1兆8,000億円程度
【臨時財政対策債】	4兆1,900億円程度
【減税補てん債】	8,000億円程度

(うち恒久的減税分4,500億円程度、先行減税分3,500億円程度)

平成16年度の主要施策

1 地方単独事業（ソフト分）

（主な事業）

市町村合併推進事業	1,800億円程度
わがまちづくり支援事業	680億円程度
共生のまちづくり推進	450億円程度
地域情報化推進事業（電子自治体の推進等）	1,700億円程度
国民健康保険財政安定化支援事業	1,000億円程度
介護保険関連事業	580億円程度
環境対策	
（地域環境保全・創造事業、リサイクル推進対策事業）	2,880億円程度
観光立国推進対策	250億円程度（新規）
都市再生（関連）対策（ソフト事業）	450億円程度
治安維持特別対策	300億円程度（新規）
農山漁村地域活性化対策	980億円程度（一部新規）
森林・林業振興対策	1,870億円程度
生活交通確保対策	850億円程度
教育情報化対策	2,050億円程度

2 地方単独事業（ハード分）総額 13兆4,700億円程度

（対前年度比 1兆4,100億円程度減、9.5%程度）

（主な事業）

地域再生事業（仮称）	8,000億円程度
地域活性化事業	6,900億円程度
循環型社会形成事業	500億円程度
少子・高齢化対策事業	1,100億円程度
地域資源活用促進事業	1,000億円程度
都市再生事業	2,500億円程度
地域情報通信基盤整備事業	1,800億円程度
合併特例事業	6,000億円程度
防災対策事業	1,900億円程度

政 策

3 地方公営企業関係施策

地方財政計画計上額 (公営企業繰出金) 3兆800億円程度
 (対前年度比1,300億円程度減、 3.9%程度)

(新規施策)

上水道安全対策事業の拡充	措置額	29億円
地下鉄安全性向上対策事業の創設	措置額	46億円
下水道事業に係る高資本費対策の拡充	措置額	223億円

4 公債費負担対策

地方団体の公債費負担の軽減を図るため、一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置及び高利の地方債に対する特別交付税措置等

公営企業金融公庫資金の公営企業債の借換え

高利の地方債に対する特別交付税措置 対象利子額 200億円程度 (2,400団体程度)

公債費負担の計画的な適正化に係る特別交付税措置

建設工事保険

旅行傷害保険

自治会活動保険

各種損害保険・生命保険

全国町村会総合賠償補償保険制度
 全国町村会特定疾病保険制度

----- 取扱い代理店 -----

株式会社 千 里 (ちさと) 里

(引受保険会社) 損 保 = 損害保険会社 7 社
 生 保 = アリコ・ジャパン

本社 千100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ☎ 03-5512-4726(代)

福島 024(558)2980	三重 059(223)2808	山口 083(928)7886	宮崎 0985(32)2789
東京 042(722)3324	兵庫 078(362)7812	徳島 088(624)1603	鹿児島 099(206)1019
神奈川 045(453)7663	奈良 0744(29)8281	福岡 092(632)9714	沖縄 098(862)2627
北海道 011(272)8677	山梨 055(237)5135	島根 0852(37)2163	佐賀 0952(29)3145
青森 017(738)2346	新潟 025(283)5650	岡山 086(245)4833	長崎 095(823)9583
宮城 0224(33)2725	愛知 0566(81)2072	広島 082(844)1067	熊本 096(359)1766

平成16年度地方財政収支見通しの概要

平成15年12月24日現在

項目	平成16年度 (見 込)	平成15年度	増減率 (見 込)	備 考	
歳入歳出規模 A	約846,700億円	862,107億円	約 1.8%		
地方一般歳出	約681,000億円	697,201億円	約 2.3%	公債費(企業債を含む。)等を除く歳出 (平15= 2.0%)	
歳 出	給与関係経費	約230,000億円	234,383億円	約 1.9%	平成16年度一般財源化に係る影響額(約 6,200億円)を除く。
	一般行政経費				
	うち単独分	約111,500億円	111,849億円	約 0.3%	
	公債費	約136,800億円	137,673億円	約 0.6%	
	投資的経費				
	うち単独分	約134,700億円	148,800億円	約 9.5%	
	公営企業繰出金	約 30,800億円	32,052億円	約 3.9%	
	うち企業債償還費 普通会計負担分	約 21,800億円	22,433億円	約 2.6%	
その他	約 9,000億円	9,619億円	約 6.9%		
歳 入	地方税 B	323,231億円	321,725億円	0.5%	1. 交付税特別会計借入金 ・平成16年度未見込み 約50.2兆円 (うち地方負担分 約32.8兆円) {平成15年度未見込み 約48.5兆円 (うち地方負担分 約31.8兆円)} 2. 地方の借入金残高 ・平成16年度未見込み 約204兆円
	地方譲与税 C	11,452億円	6,939億円	65.0%	
	うち所得譲与税	4,249億円	- 億円	皆 増	
	地方特例交付金 D	8,739億円	10,062億円	13.1%	
	税源移譲予定 交付金(仮称) E	2,309億円	- 億円	皆 増	
	地方交付税 F	168,861億円	180,693億円	6.5%	
	一般財源計 G (B+C+D+E+F)	514,592億円	519,419億円	0.9%	
	一般財源比率 H (G/A)	約60.8%	60.2%		
	地方債 I	141,448億円	150,718億円	6.2%	
	地方債依存度 (I/A)	約16.7%	17.50%		

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

政 策

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	(対 前 年 度 伸 び 率)				一 般 財 源 比 率 (地 方 税、 譲 与 税、 地 方 交 付 税、 特 例 交 付 金 等)
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税	
昭和50年度	24.1	25.5	23.5	29.7	62.8
51	17.2	16.2	0.0	17.1	56.9
52	14.2	13.7	18.1	10.0	57.3
53	19.1	18.7	10.4	23.4	55.3
54	13.0	12.6	11.6	9.2	54.2
55	7.3	6.0	16.5	5.0	56.7
56	7.0	5.5	13.4	7.9	58.9
57	5.6	4.5	11.7	7.0	61.4
58	0.9	0.2	0.1	4.9	59.9
59	1.7	0.3	6.8	3.9	60.8
60	4.6	3.5	10.6	10.9	64.2
61	4.6	4.3	6.9	4.0	65.1
62	2.9	2.9	0.6	0.6	64.0
63	6.3	5.7	9.4	7.5	65.1
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3	67.8
2	7.0	6.7	7.5	10.3	69.1
3	5.6	7.4	6.1	7.9	69.5
4	4.9	5.9	4.1	5.7	69.4
5	2.8	4.4	1.6	1.6	68.0
6	3.6	4.6	5.7	0.4	63.2
7	4.3	3.6	3.6	4.2	62.9
8	3.4	2.3	0.1	4.3	61.7
9	2.1	0.9	9.6	1.7	63.4
10	0.0	1.6	3.9	2.3	65.0
11	1.6	1.8	8.3	19.1	64.9
12	0.5	0.9	0.7	2.6	65.2
13	0.4	0.6	1.5	5.0	64.3
14	1.9	3.3	3.7	4.0	63.2
15	1.5	2.0	6.1	7.5	60.2
16	約 1.8	約 2.3	0.5	6.5	約 60.8

平成16年度地方債計画について

1 策定方針

平成16年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化、地域資源の有効活用等による地域再生、災害等に強く安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

2 概況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成16年度の地方債の総額は下表のとおり17兆4,843億円となり、前年度に比べて1兆2億円、5.4%の減となっている。

このうち、普通会計分は14兆1,448億円で、前年度に比べて9,270億円、6.2%の減となっている。

また、公営企業会計等分は3兆3,395億円で、前年度に比べて732億円、2.1%の減となっている。

(単位：億円、%)

区 分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
普 通 会 計 分	141,448	150,718	9,270	6.2
┌ 通 常 分	73,524	66,678	6,846	10.3
└ 特 別 分	67,924	84,040	16,116	19.2
┌ 臨時財政対策債	41,905	58,696	16,791	28.6
└ 減税補てん債	8,019	6,944	1,075	15.5
└ 財源対策債	18,000	18,400	400	2.2
公 営 企 業 会 計 等 分	33,395	34,127	732	2.1
総 計	174,843	184,845	10,002	5.4
┌ 通 常 分	106,919	100,805	6,114	6.1
└ 特 別 分	67,924	84,040	16,116	19.2

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

政 策**3 地方債計画の特色****(1) 臨時財政対策債の発行**

通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債4兆1,905億円を計上している。

(2) 地方単独事業の重点的・効率的な推進

地方単独事業について、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本の整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保している。

地域活性化事業の推進

地域活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進することとし、所要額を確保している。

合併特例事業の推進

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併重点支援地域において市町村が広域的に行う公共施設等の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備並びに合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施を支援することとし、所要額を確保している。

防災対策事業の推進

災害時に強い安全なまちづくりを推進するため、防災システムのIT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、所要額を確保している。

地域再生事業の推進

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、一般単独事業債に「地域再生事業債」を計上している。

(3) 辺地及び過疎対策事業の確保

辺地とその他の地域の格差是正を図るとともに、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業の所要額を確保している。

(4) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

また、広域化、安全対策を積極的に推進するとともに、公営企業借換債の増額等により経営健全化への取組を支援することとしている。

さらに、世代間負担の公平化を図る観点から、下水道事業について、公営企業債元金償還期間と減価償却期間との差により生じる資本不足を補うため、資本費平準化債を拡充することとしている。

なお、下水道事業のうち流域下水道事業等及び水道事業のうち簡易水道事業については、事業年度における一般会計繰出しに代えて、臨時的に公営企業債を措置することとしている。

4 地方債資金の確保

地方債資金については、地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、その所要額を確保している。

また、公的資金の縮減に対応し、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型ミニ市場公募地方債の拡大等を推進することとし、市場公募資金を3兆1,600億円計上している。

(単位：億円、%)

区 分	平成16年度計画額		平成15年度計画額		差 引 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	56,000	32.0	76,900	41.6	20,900	27.2
財 政 融 資 資 金	37,000	21.2	50,700	27.4	13,700	27.0
郵 政 公 社 資 金	19,000	10.9	26,200	14.2	7,200	27.5
〔郵便貯金資金〕	〔7,000〕	〔4.0〕	〔10,000〕	〔5.4〕	〔3,000〕	〔30.0〕
〔簡易生命保険資金〕	〔12,000〕	〔6.9〕	〔16,200〕	〔8.8〕	〔4,200〕	〔25.9〕
公 営 公 庫 資 金	16,140	9.2	17,800	9.6	1,660	9.3
公 的 資 金 計	72,140	41.3	94,700	51.2	22,560	23.8
民 間 等 資 金	102,703	58.7	90,145	48.8	12,558	13.9
市 場 公 募	31,600	18.1	24,000	13.0	7,600	31.7
銀 行 等 引 受	71,103	40.7	66,145	35.8	4,958	7.5
合 計	174,843	100.0	184,845	100.0	10,002	5.4

(注)「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。

政 策

平成16年度地方債計画

(単位:億円、%)

項 目	平成16年度 計画額(A)	平成15年度 計画額(B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
一 一般会計債				
1 一般公共事業	21,066	22,346	1,280	5.7
2 公営住宅建設事業	2,286	2,509	223	8.9
3 災害復旧事業	285	303	18	5.9
4 義務教育施設整備事業	2,112	2,237	125	5.6
5 社会福祉施設整備事業	520	565	45	8.0
6 一般廃棄物処理事業	3,667	4,505	838	18.6
7 一般単独事業	54,987	45,775	9,212	20.1
(1) 一般事業	13,420	14,828	1,408	9.5
(2) 地域活性化事業	5,317	4,317	1,000	23.2
(3) 合併特例事業	5,500	2,000	3,500	175.0
(4) 防災対策事業	1,595	1,095	500	45.7
(6) 自然災害防止事業	636	670	34	5.1
(6) 臨時地方道整備事業	12,790	13,537	747	5.5
(7) 臨時河川等整備事業	882	1,191	309	25.9
(8) 臨時高等学校整備事業	793	860	67	7.8
(9) 地域総合整備資金貸付事業	600	600	0	0.0
(10) 旧地域総合整備事業(継続事業分)	5,454	6,677	1,223	18.3
(11) 地域再生事業	8,000	0	8,000	皆増
8 辺地及び過疎対策事業	3,525	3,750	225	6.0
(1) 辺地対策事業	580	620	40	6.5
(2) 過疎対策事業	2,945	3,130	185	5.9
9 首都圏等整備事業	249	257	8	3.1
10 公共用地先行取得等事業	700	700	0	0.0
計	89,397	82,947	6,450	7.8
二 公営企業債				
1 水道事業	5,733	6,013	280	4.7
2 工業用水道事業	296	259	37	14.3
3 都市高速鉄道事業	3,738	3,592	146	4.1
(1) 一般分	3,380	3,213	167	5.2
(2) 特別分	358	379	21	5.5
4 一般交通事業	283	191	92	48.2
5 電気事業・ガス事業	103	129	26	20.2
6 港湾整備事業	604	734	130	17.7
7 病院事業	3,656	3,731	75	2.0
8 介護サービス施設整備事業	213	190	23	12.1
9 市場事業・と畜場事業	198	244	46	18.9
10 地域開発事業	3,667	3,716	49	1.3
11 下水道事業	15,298	16,046	748	4.7
(1) 一般分	15,262	15,976	714	4.5
(2) 特別分	36	70	34	48.6
12 有料道路事業・駐車場整備事業	29	61	32	52.5
13 観光その他事業	226	240	14	5.8
14 公有林整備事業・草地開発事業	(219)	(229)	(10)	(4.4)
計	34,044	35,146	1,102	3.1
合 計	123,441	118,093	5,348	4.5

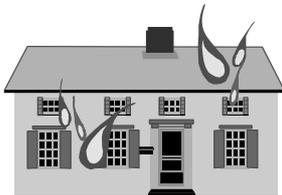
(単位：億円、%)

項 目	平成16年度 計画額 (A)	平成15年度 計画額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
三公営企業借換債	1,100	700	400	57.1
四特別転貸債	378	412	34	8.3
五減税補てん債	8,019	6,944	1,075	15.5
六臨時財政対策債	41,905	58,696	16,791	28.6
総 計	(219) 174,843	(229) 184,845	(10) 10,002	(4.4) 5.4
内 訳				
普通会計分	141,448	150,718	9,270	6.2
公営企業会計等分	33,395	34,127	732	2.1
(資金区分)				
政府資金	56,000	76,900	20,900	27.2
財政融資資金	37,000	50,700	13,700	27.0
郵政公社資金	19,000	26,200	7,200	27.5
〔郵便貯金資金〕	〔 7,000 〕	〔 10,000 〕	〔 3,000 〕	〔 30.0 〕
〔簡易生命保険資金〕	〔 12,000 〕	〔 16,200 〕	〔 4,200 〕	〔 25.9 〕
公営公庫資金	16,140	17,800	1,660	9.3
民間等資金	102,703	90,145	12,558	13.9
市場公募	31,600	24,000	7,600	31.7
銀行等引受	71,103	66,145	4,958	7.5

(備考)

- 1 上水道事業及び簡易水道事業は、水道事業に統合している。
- 2 公有林整備事業・草地開発事業の()書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて融資するものであって外書である。

公共建物火災予防



みんなで守ろうみんなの建物

平成15年度 学校等公共建物 “火災予防運動”を実施

全国町村会・(財)全国自治協会

昨年末には加入町村に対し火災予防と交通安全意識の高揚を図るため「防火・交通安全標語入りカレンダー」を作製し、配布した。また、建物の防火診断が簡単にできる「公共建物の防火診断の要領」を配布し、査察診断の実施による火災の未然防止に努めてもらうこととしている。

全国町村会・(財)全国自治協会は、火災多発期に際し、庁舎、学校等公共建物を火災から守るため「平成15年度学校等公共建物火災予防運動」を全国的に展開している。
(財)全国自治協会が実施している町村有建物災害共済事業における罹災原因のうち火災による支払件数は、ここ数年ほぼ横ばいの状態であるものの、一端火災が発生すると、その損害額は高額になることから毎年火災が多くなるこの時期に実施している。

政 策

地方債等関係資料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対前年度増減額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金残高 (兆円)
昭和50年度	12,748	2,458	5.9	14.0
51	29,169	16,421	11.5	18.3
52	30,174	1,005	10.5	23.1
53	40,106	9,932	11.7	28.6
54	49,007	8,901	12.6	34.4
55	44,276	4,731	10.6	39.1
56	42,700	1,576	9.6	42.9
57	38,100	4,600	8.1	47.2
58	50,011	11,911	10.5	51.9
59	47,602	2,409	9.9	55.0
60	39,500	8,102	7.8	57.2
61	44,290	4,790	8.4	60.6
62	53,900	9,610	9.9	64.0
63	60,481	6,581	10.4	65.5
平成元年度	55,592	4,889	8.8	65.6
2	56,241	649	8.4	67.0
3	56,107	134	7.9	69.9
4	51,400	4,707	6.9	78.9
5	62,254	10,854	8.1	91.3
6	103,915	41,661	13.1	106.3
7	113,054	9,139	13.7	124.8
8	129,620	16,566	15.2	139.1
9	121,285	8,335	13.9	149.9
10	110,300	10,985	12.7	162.8
11	112,804	2,504	12.7	173.8
12	111,271	1,533	12.5	181.4
13	119,107	7,836	13.3	187.7
14	126,493	7,386	14.4	193程度 (見込み)
15	150,718	24,225	17.5	199程度 (見込み)
16	141,448	9,270	約16.7	204程度 (見込み)

平成16年度地方税制改正(案)について

1 三位一体の改革(税源移譲)

三位一体改革の一環として、次のとおり税源移譲を実施する。

平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することを決定。

の本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する譲与所得税を創設する。

所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は、4,249億円とし、人口を基準として都道府県及び市町村(特別区を含む。)へ譲与する

2 個人住民税均等割

個人住民税の基礎的部分である均等割について、次のとおり見直しを実施する。

市町村住民税の均等割について、人口段階別の税率区分を廃止し、税率を3,000円(年額)に統一する。

現 行		改 正 案
人口50万以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

税負担の公平の観点から、生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止し、所得金額が一定金額(例:パート収入100万円)を超える者に均等割を課税(平成17年度分は2分の1の額で課税し、平成18年度分から全額で課税)する。

3 固定資産税

負担水準の高い商業地等について、条例により、一律に税額を減額できる仕組みを次のとおり創設する。

商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が70%(法定されている上限)の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例で定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる仕組みを創設する。

この減額制度によって、実質的に、60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準まで上限を引き下げた場合と同様の効果が生じる。

なお、都市計画税にも同じ仕組みを創設する。

商業地等: オフィスビル用地・工業用地等の住宅用地以外の土地

政 策

4 課税自主権の拡大

地方分権を推進する観点から、地方公共団体の課税自主権の拡大を図るため、次の措置を実施する。

固定資産税の制限税率（現行1.5倍）を廃止する。

標準税率の定義を見直し、「財政上の特別の必要があると認める場合」に限り、税率を変更することができることとされている要件を緩和する。

税率の引下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止など、税負担を軽減する方向で既存の法定外税の内容を変更する場合には、総務大臣への協議・同意を不要とする。

特定少数の納税者が税収の大半を納税することとなる法定外税について、条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する手続を創設する。

5 その他の主な改正項目

【自動車関連税制における環境対策】

1 自動車税のグリーン化

税制中立を前提に、以下の内容で適用期限を2年延長する。

軽減対象車（環境負荷の小さい自動車）	措置内容
電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車 「新」かつ「燃費基準+5%以上達成」	税率を概ね50%軽減
「新」かつ「燃費基準達成」 「新」かつ「燃費基準+5%以上達成」	税率を概ね25%軽減

（注1）平成16・17年度の新車新規登録車を対象に登録の翌年度1年間軽減。

（注2）新車新規登録から11年超のディーゼル車及び13年度超のガソリン車・LPG車に対し、税率を概ね10%重課。（電気・天然ガス・メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引自動車は対象外。）

2 自動車取得税における低燃費車特例

特例対象車	措置内容
「新」かつ「燃費基準+5%以上達成」	取得価額から30万円控除
「新」かつ「燃費基準達成」 「新」かつ「燃費基準+5%以上達成」	取得価額から20万円控除

（注）平成16年4月1日から平成18年3月31日までの取得について適用。

（新制度について）

平成17年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車を新と、75%以上排出ガス性能の良い自動車を新と認定する制度。（旧制度は、平成12年排出ガス基準値より排出ガス性能の良い自動車を認定する制度。）

（燃費基準+5%以上達成について）

「燃費基準+5%以上達成」とは、2010年（ディーゼル車については2005年）に達成すべき燃費基準（1リットル当たりの走行距離）を5%以上上回る性能を有するもの。

【個人住民税関係】**1 年金課税の見直し**

世代間及び世代内の税負担の公平の観点から、所得税と同様に公的年金等控除の見直しとあわせて、老年者控除を廃止（平成18年度分以後の個人住民税について適用）

（注）この改正後においても、所得金額が一定金額（例：年金収入245万円）

以下の者については、個人住民税が非課税。

参考 モデル年金額（平均的賃金で40年加入のサラリーマン夫婦（妻は専業主婦））の夫分：203.5万円

2 土地譲渡益課税・株式譲渡益課税の見直し

・土地、建物等の長期譲渡所得に係る税率の引下げ

・非上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ

（現行）6%（所得税20%）（改正後）5%（所得税15%）

【狩猟者登録税及び入猟税の統合等】

狩猟者登録税（普通税）と入猟税（目的税）を統合し、新たに目的税である狩猟税（仮称）を創設する。

【軽油取引税に係る脱税対策の強化】

脱税に関する罪の罰則の引上げ

（5年以下の懲役又は200万円以下の罰金 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）

混和等の承認を受ける義務等に違反して製造された軽油の譲受け等に関する罪の創設 等

【外形標準課税に係る特例措置の創設】

法律や閣議決定等により通常の法人より資本等の金額が特に過大となっている法人等について、資本割の課税標準の特例措置を創設する。

（JR北海道・四国・九州、(株)苫東、新むつ小川原(株) 等）

【非課税等特別措置の整理合理化等】

平成16年度改正における非課税等特別措置の整理合理化状況

廃止 12件

縮減 41件

53件

政 策

平成16年度予算主要事項一覧表 (地方自治関係)

(単位 : 億円、%)

事 項	平成16年度 当初予算額 (A)	平成15年度 予 算 額 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
地方交付税交付金財源繰入	153,886	163,926	10,040	6.1
地方特例交付金財源繰入	11,048	10,062	986	9.8
基地交付金及び調整交付金	311.5	301.5	10.0	3.3
消防防災施設・設備の整備促進等	159.3	175.4	16.1	9.2
市町村合併の推進	30.2	30.1	0.1	0.3
電子政府・電子自治体の推進	140.6	129.7	10.9	8.4
過疎地域の自立促進等	17.1	18.7	1.6	8.6

年次有給休暇の取得推進！

総 務 省

年次有給休暇取得環境チェック表

確 認 事 項	はい	いいえ
この夏、1週間以上の連続休暇を取得する予定である。		
年間10日以上の子年次有給休暇を取得している。		
上司が率先して年次有給休暇を取得している。		

職員が、全て「はい」にチェックできるよう、環境整備、管理職員のリーダーシップの発揮に努めて下さい。